

「代理人に特別の委任（特別の委任の解除）をした旨の届出書」の記載要領

この「代理人に特別の委任（特別の委任の解除）をした旨の届出書」は、通則法第107条第2項《代理人》に規定する不服申立ての取下げ若しくは代理人の選任を代理人へ委任する場合又はその委任を解除する場合に使用します。